富山市技能技術者育成支援事業補助金交付要綱

令和７年４月１４日
商工労働部長決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成１７年富山市規則第３６号。以下「規則」という。）第２４条の規定に基づき、富山市技能技術者育成支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、認定職業訓練校とは、富山建築高等職業訓練校、富山板金高等職業訓練校、富山県左官高等職業訓練校をいう。

（補助金の交付目的）

第３条　市長は、認定職業訓練校の入校を促すため、認定職業訓練校に従業員等を入校させた事業主が支払った事業主負担金等に対し、補助金を交付するものとする。

（交付対象者）

第４条　補助金の交付対象者は、市内に事業所を有する事業主とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象者とはしない。

(1)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者又は同条第６号に規定する暴力団の構成員である者

(2)　その他市長が不適当と認める者

（補助対象経費等）

第５条　補助金の対象経費、補助率は、それぞれ次のとおりとする。

(1)　対象経費　入校時に事業主が支払った授業料又は事業主負担金

(2)　補助率　１０／１０

(3)　上限額　認定職業訓練校に入校する事業主又は従業員等１人につき１０万円

２　前項の規定による助成金の額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、入校した年度の３月１５日（この日が市の休日に当たるときは、その翌日とする。）までに、富山市技能技術者育成支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)　領収書等の認定職業訓練校に授業料又は事業主負担金を支払ったことを証明する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

（交付の条件）

第７条　規則第６条の規定に基づき、認定職業訓練校に入校した事業主又は従業員等が入校した年度における訓練課程を当該年度の３月１日時点で修了する見込みであることを条件とする。

（交付の決定等の通知）

第８条　規則第１９条の規定により、規則第５条の交付の決定及び第１３条の額の確定の手続を併合するものとする。

２　前項の規定により併合した規則第５条第１項及び第１３条の規定による通知は、富山市技能技術者育成支援事業補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第２号）により行うものとする。

（交付決定の取消し）

第９条　市長は、当該補助事業における対象となった事業主又は従業員等が、当該年度に訓練課程を修了せずに認定職業訓練校を退校した場合、規則第１５条の規定に基づき、補助事業者の補助金の交付の決定を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第１０条　市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第１６条の規定に基づき、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

（細則）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

富山市技能技術者育成支援事業補助金交付申請書

年　　月　　日

（宛先）富山市長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

〔担当者名　　〕

ＴＥＬ

富山市補助金等交付規則及び富山市技能技術者育成支援事業補助金交付要綱を確認の上、富山市技能技術者育成支援事業補助金の交付を受けたいので、同要綱第６条の規定により、次のとおり申請します。

記

１　交付申請額　　円

２　申請内訳書　　別紙のとおり

別　紙

申　請　内　訳　書

入校した者の氏名	
入校した認定職業訓練校の名称	富山建築高等職業訓練校 富山板金高等職業訓練校 富山県左官高等職業訓練校
上記の認定職業訓練校に支払った 授業料又は事業主負担金の額	円
＜認定職業訓練校記載欄＞ 上記のとおり入校した者については、入校した年度における訓練課程を当該年度の３月１日時点で修了する見込みであることを証明します。 認定職業訓練校名称 代表者職氏名　　印	

添付書類

領収書等の認定職業訓練校に授業料又は事業主負担金を支払ったことを証明するものの写し

様式第２号（第８条関係）

富山市技能技術者育成支援事業補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

富山市長　　印

年　月　日付けで申請のありました富山市技能技術者支援事業補助金については、富山市技能技術者育成支援事業補助金交付要綱第８条の規定により、次のとおり交付を決定し、併せて補助金額を確定しましたので通知します。

記

１　補助金交付決定額　　円
２　補助金確定額　　円